
平成25年度
行政対象暴力に関する
アンケート
(調査結果概要)

平成25年8月

調査主体	日本弁護士連合会 全国暴力追放運動推進センター 警察庁刑事局組織犯罪対策部
調査機関	株式会社日経リサーチ

はじめに

本資料は、今後の行政対象暴力対策のあり方を検討することを目的として、平成25年6月に、国の行政機関の地方支分部局等を対象に、暴力団等の反社会的勢力による不当な要求等の実態、これに対する行政機関等の対応、行政機関等からの警察、弁護士会、暴力追放運動推進センターに対する要望等についてアンケート調査した結果を概要としてとりまとめたものです。

ご多用の中、調査に快くご協力いただきました各行政機関等の関係者の方々に厚くお礼申し上げます。

I 調査の概要

1 調査の方法、対象

本アンケート調査の方法、対象は次のとおり。

- (1) 調査方法 郵送法
- (2) 調査対象 国の行政機関の地方支分部局等 3,396 機関

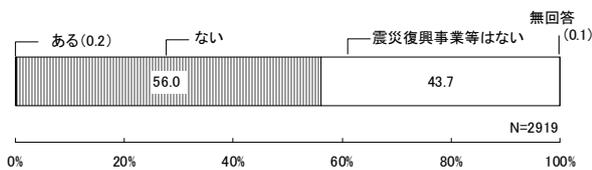
2 回収結果

調査票の回収数は、2,919 通（回収率 86.0%）であった。

II 調査結果の概要

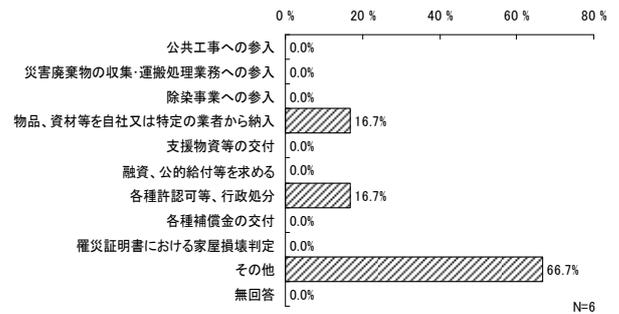
1 震災復興事業等への不当要求の有無

東日本大震災復興事業等に関連した不当要求の有無については、「ある」が6件(0.2%)で、「ない」又は「震災復興事業等はない」が99%超である。



2 震災復興事業等への不当要求の内容（複数回答）

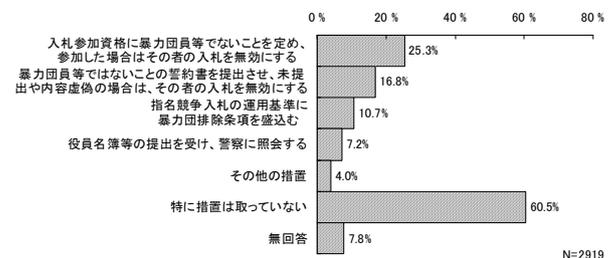
前記1で、不当要求があったとする6件について、その内容をみると、「物品、資材等を自社又は特定の業者から納入するようとの要求」と「各種許認可等、行政処分をめぐる要求」が各1件となっている。



3 暴力団対策法の改正に基づき執った措置の有無（複数回答）

平成24年8月の暴力団対策法の改正を受け、暴力団員等を入札に参加させないようにするための措置を執ったか確認したところ、「措置を執った」とする回答は926件(31.7%)であり、改正を契機として取組が前進したことが明らかとなった。

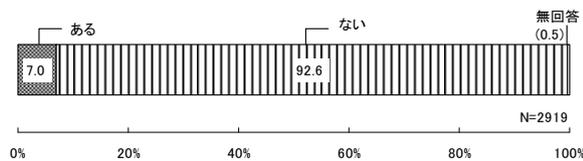
執られた措置の内訳をみると、「入札参加資格に暴力団員等でないことを定め、参加した場合はその者の入札を無効にする」が739件(25.3%)と最も多く、次いで、「暴力団員等ではないことの誓約書を提出させ、未提出や内容虚偽の場合は、その者の入札を無効にする」が491件(16.8%)、「指名競争入札の運用基準に暴力団排除条項を盛り込んでいる」が313件(10.7%)となっている。



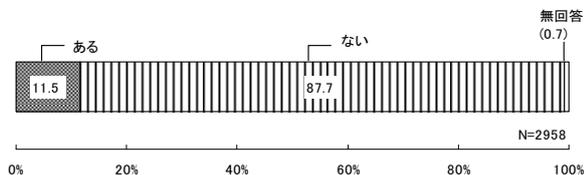
なお、「特に措置を執っていない」とする回答は1,765件(60.5%)であったが、その内訳を見ると、「入札を行う事業がない」が1,065件(60.3%)と最も多く、次いで、「法改正以前から措置を執っていた」が583件(33.0%)となっている。

4 不当要求等の有無

過去に、暴力団等の反社会的勢力から、許認可、工事等の契約、指導監督、公金支給等の権限行使や機関紙(誌)の購読、物品の購入等に関して違法な行為や不当な要求(以下「不当要求等」という)を受けた経験の有無については、「ある」が203件(7.0%)となっている。前回調査(平成21年)と比べると、「ある」が11.5%→7.0%と4.5ポイント減少している。

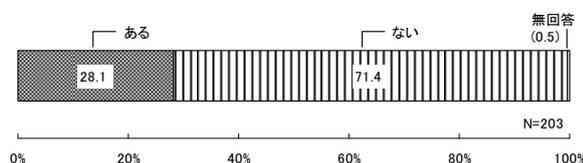


【参考】平成21年度行政対象暴力に関するアンケート

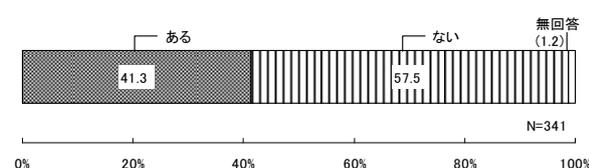


5 最近1年間における不当要求等の有無

過去に不当要求等を受けた経験があったとする203件のうち、「最近1年間に不当要求等があった」とするものは57件(28.1%)で、前回調査(平成21年)と比べると、「ある」が41.3%→28.1%と13.2ポイント減少している。

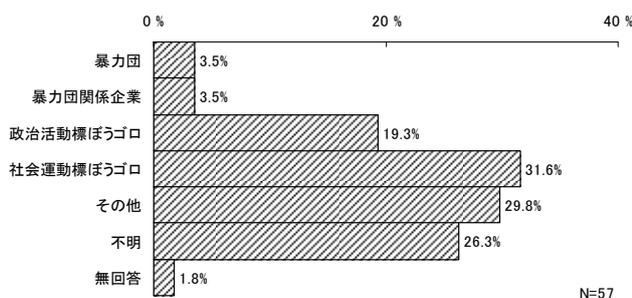


【参考】平成21年度行政対象暴力に関するアンケート



6 最近1年間に不当要求等を行ってきた者(複数回答)

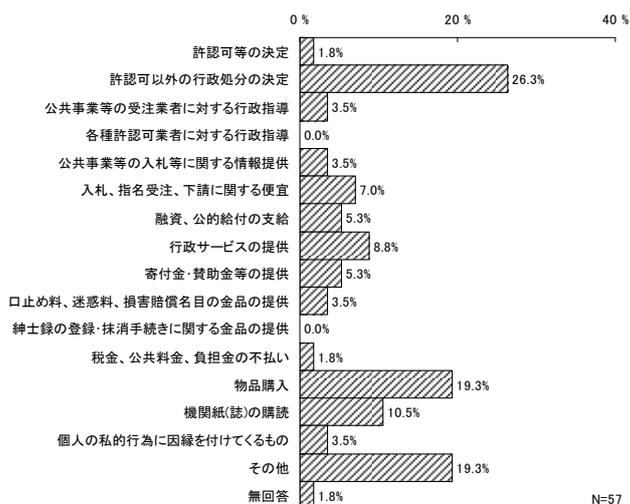
最近1年間に不当要求等があったとする57件について、不当要求等を行ってきた者をみると、えせ同和行為者等の「社会運動標ぼうゴロ」が18件(31.6%)と最も多く、次いで、えせ右翼等の「政治活動標ぼうゴロ」11件(19.3%)が続く。「暴力団」や「暴力団関係企業」は共に2件(3.5%)で、「その他」17件(29.8%)としては「暴力団関係者」、「特殊知能暴力集団」等が挙げられている。



7 最近1年間にあった不当要求等の内容(複数回答)

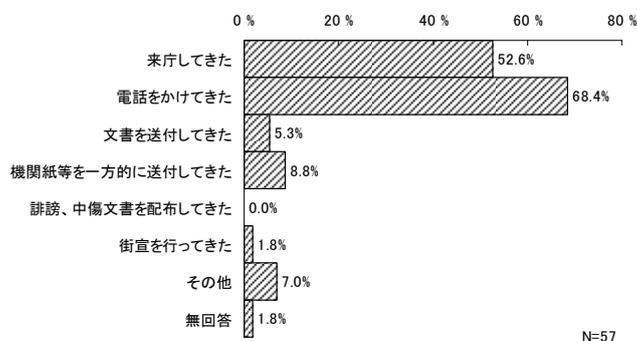
最近1年間に不当要求等があったとする57件について、その内容をみると、「許認可以外の行政処分に対する要求」が15件(26.3%)と最も多く、次いで、「機関紙(誌)を除く物品の購入要求」が11件(19.3%)、「機関紙(誌)の購読要求」が6件(10.5%)と続いている。

「その他」も11件(19.3%)と多く、内容としては、「車検に合格させるよう要求」、「年金記録確認の要求」、「工事騒音に対する迷惑料要求」など、不当要求の多様さが認められた。



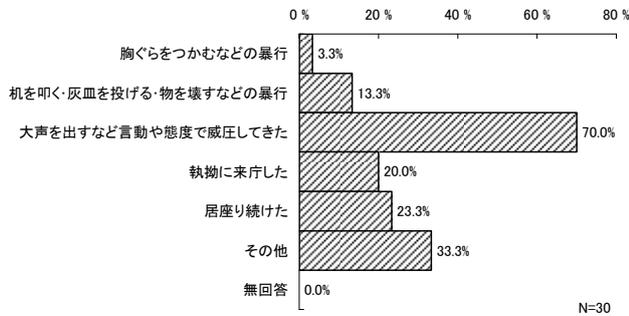
8 最近1年間にあった不当要求等の形態(複数回答)

最近1年間に不当要求等があったとする57件について、その形態をみると、「電話をかけてきた」が39件(68.4%)と最も多く、次いで、「来庁してきた」30件(52.6%)、「機関紙等を一方的に送付してきた」5件(8.8%)、「文書を送付してきた」3件(5.3%)、「街宣してきた」1件(1.8%)と続いている。



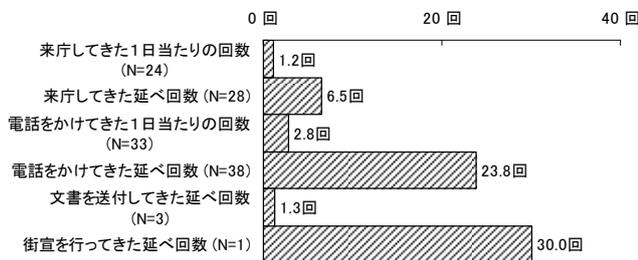
9 来庁時の態様(複数回答)

前記8で、相手方が来庁してきたとする30件について、来庁時の相手方の行動態様をみると、「大声を出すなど言動や態度で威圧してきた」が21件(70.0%)、「居座り続けた」7件(23.3%)、「執拗に来庁した」6件(20.0%)、「机を叩く、灰皿を投げる、物を壊すなどの暴行を加えた」4件(13.3%)などとなっている。



10 最近1年間の不当要求等の頻度(平均回数)

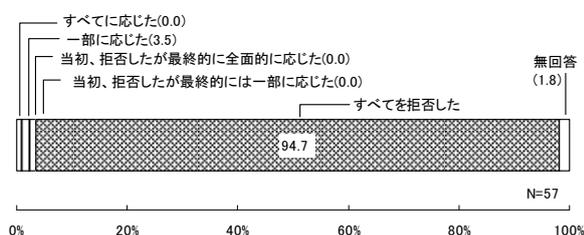
最近1年間に不当要求等があったとする57件について、同一案件に対する不当要求等の頻度(平均回数)等をみると、「来庁してきた回数」は1日当たり1.2回(延べ6.5回)、「電話をかけてきた回数」は1日当たり2.8回(延べ23.8回)、「文書を送付してきた回数」は延べ1.3回、「街宣を行ってきた回数」は延べ30.0回となっている。



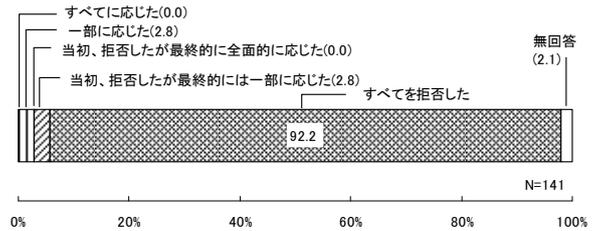
11 最近1年間の不当要求等への対処の仕方

最近1年間に不当要求等があったとする57件について、その対処の仕方をみると、前回調査(平成21年)と同様「すべてを拒否した」が54件(94.7%)と9割以上を占め、その割合は92.2%→94.7%と2.5ポイント上昇している。

一方、不当要求等の「一部に応じた」とする回答も2件(3.5%)あり、その理由をみると、「当方にも一部非があったから」であった。



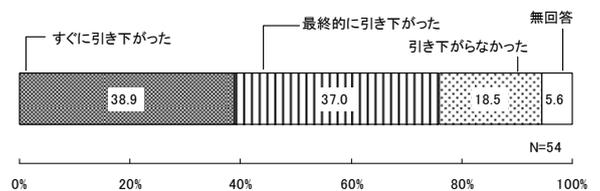
【参考】平成21年度行政対象暴力に関するアンケート



12 不当要求等を拒否した場合の相手方の行動

前記11で、不当要求等を拒否したとする54件について、拒否した際の相手方の行動をみると、「すぐに引き下がった」が21件(38.9%)、「何度も不当要求がなされたが最終的に引き下がった」が20件(37.0%)で、これらを合わせると、41件(75.9%)が引き下がったとしている。

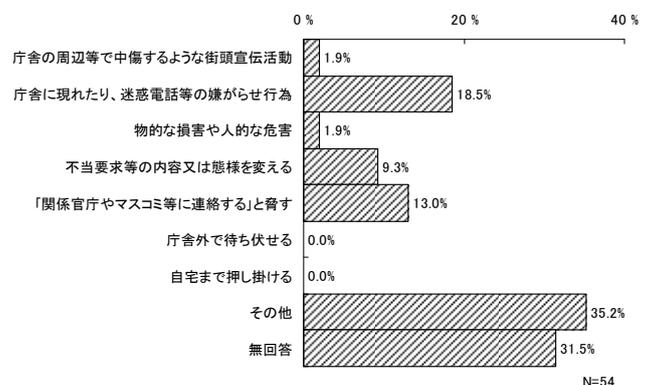
一方、「引き下がらなかった」とする回答も10件(18.5%)あった。



13 不当要求等を拒否した場合の相手方の具体的な行動(複数回答)

前記11で、不当要求等を拒否したとする54件について、不当要求等に従わなかった時の相手方の具体的な行動をみると、「庁舎に現れたり、迷惑電話等の嫌がらせ行為を続ける」が10件(18.5%)と最も多く、次いで、「『関係官庁やマスコミ等に連絡する』と脅す」が7件(13.0%)となっている。

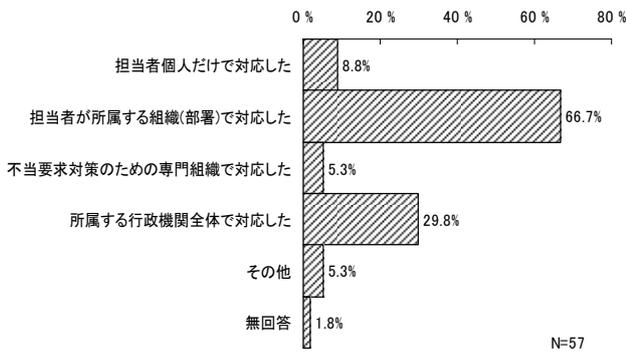
「その他」とした回答は、「大声を出して威圧してきた」、「説明をしたら引き下がった」などであった。



14 最近1年間の不当要求等への対応(複数回答)

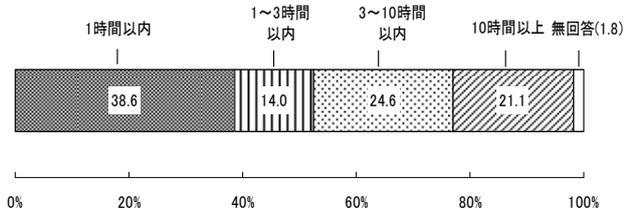
最近1年間に不当要求等があったとする57件について、対応の仕方を見ると、「担当者が所属する組織(部署)で対応した」が38件(66.7%)、「所属する行政機関全体で対応した」が17件(29.8%)となっており、多くの行政機関で組織的な対応が執られている。

なお、「担当者個人だけで対応した」も5件(8.8%)あったが、前回調査(平成21年)と比べると、24.8%→8.8%と大きく減少している。



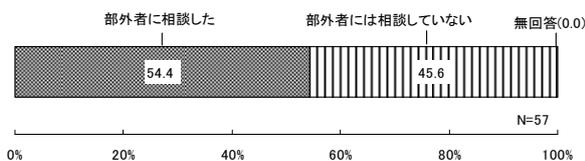
15 最近1年間の不当要求等への対応に要した時間

最近1年間に不当要求等があったとする57件について、対応を余儀なくされた延べ時間をみると、「1時間以内」が22件(38.6%)で最も多いが、「10時間以上」とした回答も12件(21.1%)あった。



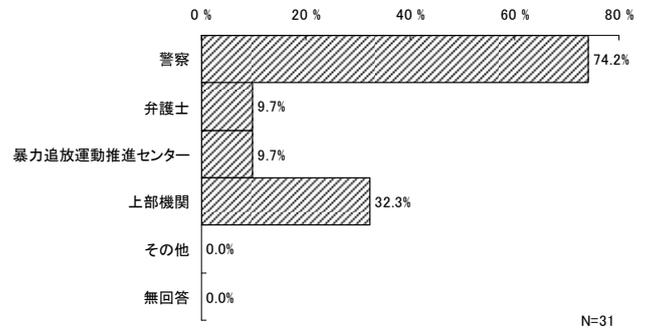
16 最近1年間の不当要求等への対処に際し、部外者への相談の有無

最近1年間に不当要求等があったとする57件について、対処に際しての部外者への相談の有無をみると、「部外者に相談した」が31件(54.4%)で半数を超える。



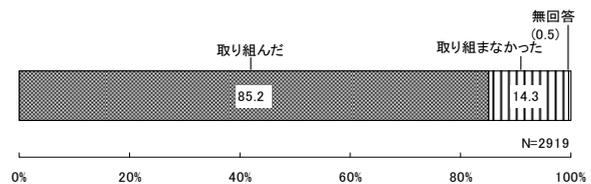
17 対処に際しての相談先(複数回答)

前記16で、部外者に相談したとする31件について、その相談先をみると、「警察」が23件(74.2%)で最も多く、次いで、「上部機関」が10件(32.3%)、「弁護士」、「暴力追放運動推進センター」が各3件(9.7%)となっている。



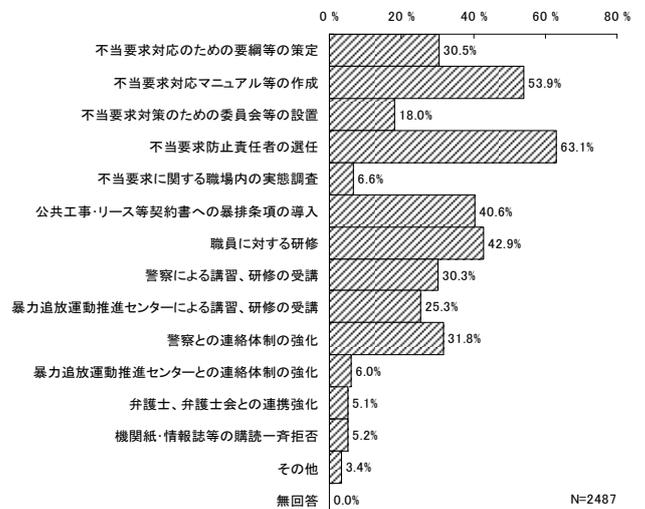
18 不当要求等対策の取組の有無

前回調査(平成21年)以降における不当要求等対策への取組については、全回答のうち、「取り組んだ」とするものが、2,487件(85.2%)を占め、「取り組まなかった」は416件(14.3%)となっている。



19 不当要求等対策の取組内容(複数回答)

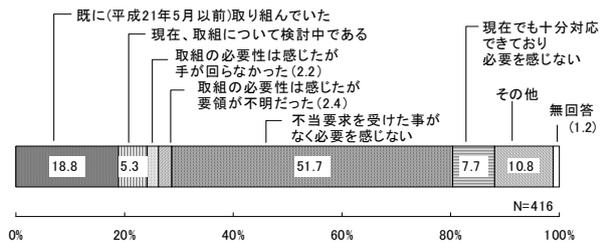
前記18で、不当要求等対策に取り組んだとする2,487件について、取組の内容をみると、「不当要求防止責任者の選任」が1,570件(63.1%)と最も多く、次いで、「不当要求対応マニュアル等の作成」が1,340件(53.9%)、「職員に対する研修」が1,067件(42.9%)と続いている。



20 不当要求等対策の取組を行っていない理由

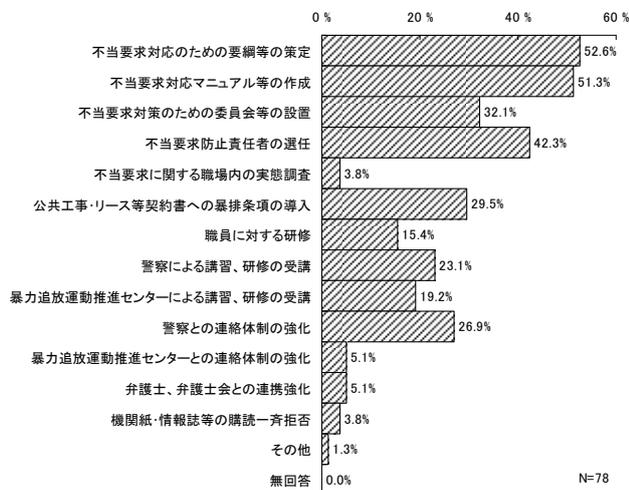
前記 18 で、不当要求等対策に取り組まなかったとする 416 件について、その理由をみると、「不当要求を受けた事がなく必要を感じない」が最も多く、半数を超える (215 件・51.7%)。

一方、「既に(平成 21 年 5 月以前)取り組んでいた」が 78 件 (18.8%)、「現在でも十分対応できており必要を感じない」が 32 件 (7.7%) など、取り組んでいる又は対応ができているとするものが合わせて 110 件 (26.4%) であった。



また、既に不当要求等対策に取り組んでいたとする 78 件について、取組の内容をみると「不当要求対応のための要綱等の策定」が 41 件 (52.6%)、「不当要求対応マニュアル等の作成」が 40 件 (51.3%) となっている。

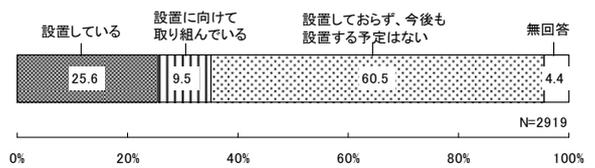
このほか、「不当要求防止責任者の選任」33 件 (42.3%)、「不当要求対策のための委員会等の設置」25 件 (32.1%) などが挙げられている。



21 専門組織の設置

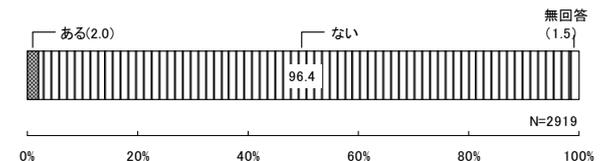
不当要求防止等対策委員会など不当要求等対策のための専門組織の設置については、全回答のうち、「設置しておらず、今後も設置する予定はない」が 1,766 件 (60.5%) と最も多く、「設置している」は 746 件 (25.6%)、「設置に向けて取り組んでいる」が 278 件 (9.5%) となっている。

非設置の理由については、「上部組織が対応する(上部組織と連携する)」(288 件)、「管理職、総務課、責任者等が対応することになっている」(230 件) などが挙げられている。



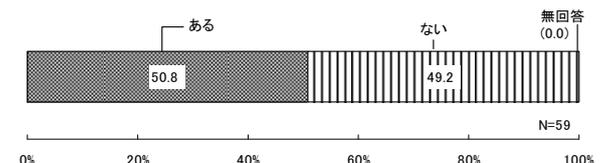
22 暴力団等の排除措置の有無

過去に契約等の相手方業者が暴力団関係企業と判明し、契約等から排除するなどの措置を執ったことがあるかについては、全回答のうち、「ない」が 2,815 件 (96.4%) を占め、「ある」としたのは 59 件 (2.0%) であった。



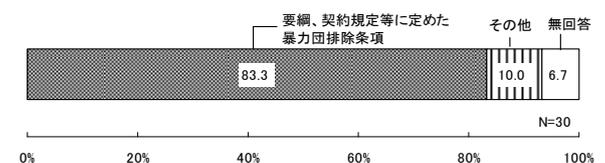
23 最近1年間における暴力団等排除措置の有無

前記 22 で、過去に暴力団等の排除措置を執ったことがあるとする 59 件のうち、最近 1 年間に、「暴力団関係企業として、当該業者を契約等から排除したことがある」は 30 件 (50.8%) となっている。



24 暴力団関係企業の排除の根拠

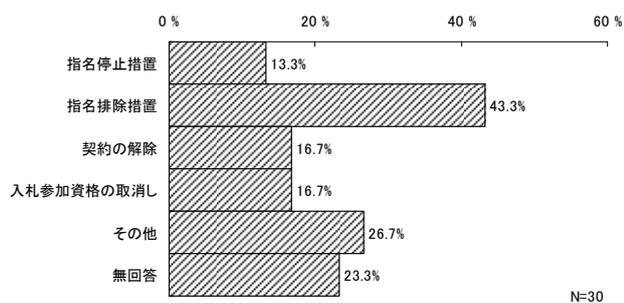
前記 23 で、最近 1 年間に暴力団関係企業を排除したことがあるとする 30 件について、排除の根拠をみると、「要綱、契約規定等に定めた暴力団排除条項」が 25 件 (83.3%) を占める。



25 排除の具体的措置(複数回答)

前記 23 で、最近 1 年間に暴力団関係企業を排除したことがあるとする 30 件について、その具体的措置をみると、「指名排除措置」が 13 件 (43.3%) と最も多く、次いで、「契約の解除」及び「入札参加資格の取消し」が共に 5 件 (16.7%)、「指名停止措置」が 4 件 (13.3%) と続く。

「その他」の回答としては、「入札への参加を認めない」などが挙げられている。



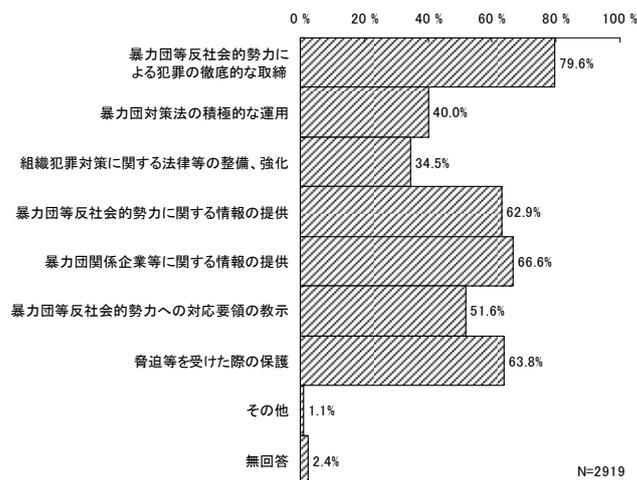
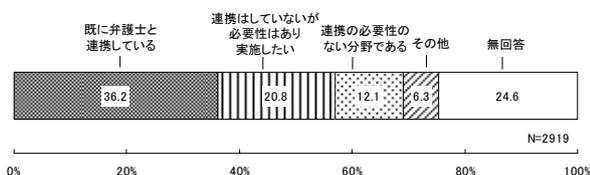
28 不当要求等対策についての警察への要望(複数回答)

警察に対する要望としては、「暴力団等反社会的勢力による犯罪の徹底的な取締り」が最も多く、全回答の8割弱(2,324件・79.6%)を占める。

次いで、「暴力団関係企業等に関する情報の提供」が1,945件(66.6%)、「脅迫等を受けた際の保護」が1,862件(63.8%)、「暴力団等反社会的勢力に関する情報の提供」が1,837件(62.9%)となっている。

26 弁護士との連携

弁護士との連携については、「既に弁護士と連携している」が1,056件(36.2%)と全回答の3分の1を超え、「連携はしていないが必要性はあり実施したい」が608件(20.8%)となっている。



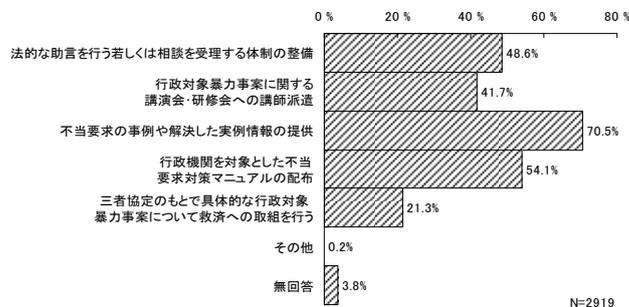
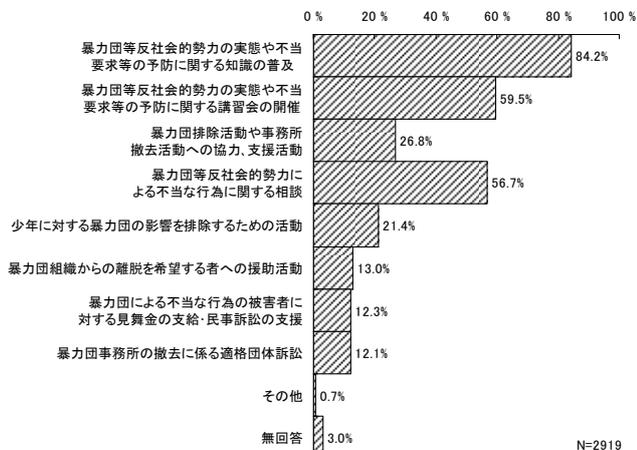
27 暴力追放運動推進センターの活動への要望(複数回答)

暴力追放運動推進センターの活動で力を入れてほしいものとしては、「暴力団等反社会的勢力の実態や不当要求等の予防に関する知識の普及」が最も多く、全回答の8割を超える(2,459件・84.2%)。

次いで「暴力団等反社会的勢力の実態や不当要求等の予防に関する講習会の開催」が1,737件(59.5%)、「暴力団等反社会的勢力による不当な行為に関する相談」が1,655件(56.7%)、「市町村や業界等で行う暴力団排除活動や事務所撤去活動への協力、支援活動」が781件(26.8%)となっている。

29 不当要求等対策についての弁護士、弁護士会への要望(複数回答)

弁護士、弁護士会に対する要望としては、「不当要求の事例や不当要求を解決した実例情報の提供」が最も多く、全回答の7割強(2,057件・70.5%)となっている。次いで、「行政機関を対象とした不当要求対策マニュアルの配布」が1,580件(54.1%)、「法的な助言を行う、若しくは相談を受理する体制の整備」が1,418件(48.6%)、「行政対象暴力事案に関する講演会・研修会への講師派遣」が1,216件(41.7%)となっている。



調査主体	日 本 弁 護 士 連 合 会 全 国 暴 力 追 放 運 動 推 進 セ ン タ ー 警 察 庁 刑 事 局 組 織 犯 罪 対 策 部
調査機関	株 式 会 社 日 経 リ サ ー チ
